

東京都板橋区養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(令和7年12月4日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下同じ。）に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図り、及び養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この要綱に基づく事業は、次のとおりとする。

- (1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業
- (2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業
- (3) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業
- (4) 養親希望者手数料負担軽減事業

(養子縁組民間あっせん機関基本助成事業)

第3条 前条第1号に掲げる事業の実施主体は区とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 養子縁組民間あっせん機関を促進するため、次の支援を実施する。ただし、本事業の対象となる研修は、平成30年7月26日付け子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について」の別紙実施要綱3の(1)の(ア)に定める研修とする。
 - ア 研修に関する情報提供
 - イ 研修希望者の登録
 - ウ 研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）の支給
- (2) 第三者評価受審促進事業 養子縁組民間あっせん機関の第三者評価の受審を促進するため、第三者評価を受審するための費用の一部を補助する。ただし、第三者評価を実施する評価機関及び評価基準については平成31年3月29日付け子発0329第19号厚生労働省子ども家庭局長通知「養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における自己評価及び第三者評価の実施について」による。

(養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業)

第4条 第2条第2号に掲げる事業の実施主体は養子縁組あっせん機関とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 養親希望者等支援

ア 児童相談所、区市町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築
(定期的な関係機関連携会議の開催)

イ 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援

ウ 養子縁組の成立後における子どもの実父母や養親子に対する情報提供、相談等の支援

エ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング支援

オ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有、意見交換等を行う自助グループ活動の育成支援

カ 遠隔地の養親子に対する児童相談所、区市町村、他の民間あっせん機関と連携した養子縁組成立後の支援

キ その他養親希望者等の負担軽減に向けた取組

(2) 特定妊婦への支援 産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦等(以下「特定妊婦」という。)からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケア、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等の特定妊婦への支援を実施する。

(3) 障がい児等の支援 障がい児、医療的ケア児等特別な支援を要する子どもを対象にあっせん並びに成立前及び成立後の支援を実施する。

(4) 心理療法担当職員の配置による相談支援 心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援を実施する。ただし、心理療法担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

イ 区長がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) 高年齢児等への支援体制構築事業 社会福祉士等による社会的診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等を行い、比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための体制を構築し、養子縁組成立前後のきめ細かな支援を実施する。

(6) 資質向上事業 養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催、人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し、児童相談

所との定期的な事例検討会の開催等、養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図る取組みを実施する。

(子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業)

第5条 子どもの権利条約に基づき、養子縁組民間あっせん機関においても、確実に養親からの告知がされるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施する。

(養親希望者手数料負担軽減事業)

第6条 第2条第4号に掲げる事業の実施主体は区とし、区内に居住する養親希望者(以下「養親希望者」という。)の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助する。補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行う。

(費用の負担)

第7条 区長は、第2条の事業を実施するために必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(実施対象)

第8条 事業の実施対象は、次のとおりとする。

- (1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 事業所の所在地が区内である養子縁組民間あっせん機関
- (2) 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業 事業所の所在地が区内である養子縁組民間あっせん機関
- (3) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業(以下「モデル事業」という。) 事業所の所在地が区内で、こども家庭庁において事業計画の審査を経た上で決定された養子縁組あっせん機関(以下「モデル事業者」という。)
- (4) 養親希望者手数料負担軽減事業 養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、手数料を支払った養親希望者

(事業計画書の提出)

第9条 モデル事業の実施を希望する養子縁組民間あっせん機関は、別記第1号様式による事業計画書を別に定める期日までに区長へ提出するものとする。

2 区長は、前項により提出された事業計画書について、必要に応じて養子縁組あっせん機関と内容を調整した上で、別記第2号様式によりこども家庭庁に事業計画書を提出するものとする。

3 事業計画書の提出に当たっては、第4条の支援を行う上での具体的な手法を記載するものとする。

(経理の区分)

第10条 モデル事業者は、モデル事業とモデル事業以外の事業を実施する場合、モデル事業に係る経理とモデル事業以外の事業に係る経理を明確に区分することとする。

(実施状況報告)

第11条 モデル事業者は、事業実施状況について、事業終了後、事業の効果及び課題を検証し、別記第3号様式による事業実績報告書を別に定める期日までに区長へ提出するものとする。

2 区長は、前項により提出された事業実績報告書について、内容を審査の上、別記第4号様式による事業実績報告書をこども家庭庁へ提出するものとする。

(守秘義務)

第12条 本事業に携わる者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和7年12月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

（養子縁組民間あっせん機関名）

年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書

1. 事業の実施時期

年 月 日から 年 月 日まで

2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等

（事業所の所在地）

（事業所の職員体制）

3. 事業計画の内容

子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業

子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告知さ

れるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。

（計画内容）

（事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載））

※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。

第2号様式（第9条関係）

事 案 番 号
年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

東京都板橋区長

年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書

年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書について、
別添のとおり提出する。

(別添)

1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称

2. 事業の実施時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等

(事業所の所在地)

(事業所の職員体制)

4. 事業計画の内容

子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業

子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告

知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。

(計画内容)

(事業所要額 (対象経費の具体的な内訳を記載))

※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

（養子縁組民間あっせん機関名）

年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書

1. 事業の実施時期

年 月 日から 年 月 日まで

2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等

（事業所の所在地）

（事業所の職員体制）

3. 事業実績の内容

子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業

子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告

知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。

（取組実績）

（取組の効果・課題）

（事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載））

※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。

第4号様式（第11条関係）

事 案 番 号
年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

東京都板橋区長

年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書

年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書について、別添のとおり提出する。

(別添)

1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称

2. 事業の実施時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等

(事業所の所在地)

(事業所の職員体制)

4. 事業計画の内容

子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業

子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告知

知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。

(取組実績)

(取組の効果・課題)

(事業実績額(対象経費の具体的な支出内訳(人件費、事務費等)を記載)

※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。